

内閣総理大臣 安倍晋三殿

憲法 9 条などの改憲発議をやめ、国民の生活を守る政策への転換を求めます。

岩手県生協連は、憲法に基づく平和な社会と、安心して暮らせる地域社会、SDG s がめざす「誰も取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、会員生協や諸団体と力を合わせさまざまな運動に取り組んでいます。首相は現在の新型コロナウイルスによる混乱下においても、改憲への執着をやめず、軍事増強をすすめています。岩手の生協として以下の理由から反対し、その転換を求めます。

首相は改憲の理由を「安全保障環境が厳しくなっている」ことを上げ、憲法 9 条へ自衛隊を明記しようとしています。自衛隊の明記は、戦力の不保持や交戦権を否定した 9 条の縛りを取り払い、自衛隊が「軍隊」の働きをすることにつながるため反対です。海外からは軍備の新設・増強と受け取られます。抑止力の強化＝武力による威嚇をすること自体が憲法違反であり、国際平和に背を向ける行為です。軍拡競争にブレーキをかける役割こそが、日本の 9 条が世界に誇る精神であり、9 条を変える必要も、自衛隊を書き加える必要もまったくありません。

政府与党は国民的議論を前進させたいとして、憲法審査会だけを執拗にすすめようとしています。憲法審査会は、改憲原案を作成し国会発議に持ち込むという出口が見えており、9 条改憲ありきの会議をすすめることに私たちは反対します。各種の世論調査を見ても、国民は改憲を急ぐ課題だとは考えておらず、国民の望まない改憲を国会が発議するべきではありません。

今この新型コロナウイルスの蔓延で、私たちのくらしや地域経済は経験したことのない苦境に立たされています。国が行うべきは、医療や介護・福祉を受ける国民の権利を守ること、雇用を確保し、子どもたちの学びを保障するなど、危機の中だからこそ日本国憲法をいかに国民の生活を守るために力を注ぐことです。調達すべきは医療機器や病床であり、戦闘機や兵器ではありません。米国からの莫大な武器の購入はやめ、軍事費の削減を図り、新型コロナウイルス対策や補償のために財源を使うべきです。

さらにコロナ禍に乗じて、緊急事態条項をつくることを改憲の突破口にしようという思惑は許されません。感染予防のために国民の自由や権利を一時的に制約しなければならない場面であっても、法律で行使することは可能であり、憲法を変えて無制限に首相の権限を拡大することは民主主義に反します。非常事態であるからこそ、国は情報開示や透明な意思決定に努め、国民が納得して協力するような状況をつくるべきです。

いまこそ国民の生活を守る政策への転換を求め以下を要請します。

1. 憲法 9 条、緊急事態条項などの改憲発議をやめること。
2. 憲法をいかに、平和・人権・民主主義を守り、コロナ禍において国民の生活を守る政治をすすめること。